

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメントリポート

今回のテーマ： 会社法改正法案における社外取締役制度の改正点

1. 概要

「企業統治の在り方の見直し」を目的の一つとして、2013年11月29日に国会に「会社法の一部を改正する法律案」（以下、「改正法案」）が提出されました。今回は、「企業統治の在り方の見直し」の中で、中心的な議論であった社外取締役制度の改正案についてポイントを解説します。

2. 現行の社外取締役制度と改正法案における社外取締役制度の違い

今回の改正法案で最も注目されていた点は、社外取締役の設置が義務化されるかどうかにあります。しかしながら、適任者を選任できないケースもあり、日本では監査役が一定の機能を果たしている等の理由によって、経済界からの反対もあり、結果的に見送られました。その一方で、社外取締役の不設置理由の開示制度が設けられました。

内 容	現 行	改正法案
設置義務	①監査役会設置会社：任意 ②委員会設置会社：必要	① 監査役会設置会社：任意 ② 指名委員会等設置会社（旧委員会設置会社）：必要 ③ 監査等委員会設置会社（新設）：必要
開示義務	—	社外取締役を置くことが相当でない理由の開示が必要 ①開示対象会社 公開会社でかつ大会社である監査役会設置会社であって、有価証券報告書提出義務会社 ②開示方法 定時株主総会における説明が必要であり、また、置くことが相当でない理由」は、単に「置かない」理由ではなく、「置かない方が望ましい」理由の積極的な開示が求められます。

また、今回の改正法案は、社外取締役の要件について見直しも実施されました。

変更点	主な改正内容
拡 大	①当該株式会社の親会社等の取締役、執行役、支配人その他の使用人でないこと ②当該株式会社の兄弟会社の業務執行取締役等でないこと ③当該株式会社の取締役、執行役、支配人、その他の重要な使用人等の配偶者または2親等内の親族でないこと
緩 和	就任前の10年間、当該株式会社又は子会社の業務執行取締役等の地位でなかったこと

3. 取引所規則

東京証券取引所は、平成25年11月29日に、有価証券上場規程第445条の4を改正し、「取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない」との努力義務を定め、施行日は平成26年2月10日となっています。

お見逃しなく！

改正法案は現在、可決成立日、施行日も未定となっていますが、不設置理由の開示制度の導入、取引所規則の改正が行われている実務を踏まえると、事実上の義務化との考えもあり、ガバナンス強化を推進する立場から、実際の実務がどうなるか見守る必要があります。